し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額と当該食事療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額と当該生活療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額との合算額、同期間において移送費の支給に要した費用の額の見込額並びに同期間において高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の見込額の合算額とする。

4～10　（略）

（組合調整対象収入額）

第十四条　組合調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　療養給付費等調整対象収入額　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとする。）に、当該組合の当該年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数の見込数（以下「平均組合被保険者見込数」という。）を乗じて得た額

$$\frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該組合の平均被保険者見込数}} \times 0.4190 + 1{,}407.00\text{円}$$

ロ　当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る当該年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の見込額（第二号ロ及び第三号ロにおいて「前年度所得見込額」という。）に、次の式により算定した率（小数点以下第六位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額

$$\frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該組合の平均被保険者見込数}} \times 0.005805$$

二　後期高齢者支援金等調整対象収入額　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　二万三千六百九十九円六十七銭に当該組合の平均組合被保険者見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇一四二三に当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

三　介護納付金調整対象収入額　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　二万八千四百五十一円五十五銭に当該組合の当該年度の各月末における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者の数の合計数を十二で除して得た数の見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇一三〇七三に当該組合の当該年度の五月一日における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額と当該食事療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額と当該生活療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額との合算額、同期間において移送費の支給に要した費用の額の見込額並びに同期間において高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の見込額の合算額とする。

4～10　（略）

（組合調整対象収入額）

第十四条　組合調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとする。）に、当該組合の当該年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数の見込数（以下「平均組合被保険者見込数」という。）を乗じて得た額

$$\frac{\text{組合調整対象需要額（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）}}{\text{当該組合の平均被保険者見込数}} \times 0.4323 + 1{,}858.00\text{円}$$

ロ　当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る当該年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の見込額（第二号ロ及び第三号ロにおいて「前年度所得見込額」という。）に、次の式により算定した率（小数点以下第六位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額

$$\frac{\text{組合調整対象需要額（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）}}{\text{当該組合の平均被保険者見込数}} \times 0.006102$$

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　二万三千五百七十一円九十九銭に当該組合の平均組合被保険者見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇一三九二一に当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

三　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　二万八千六百五十一円八十三銭に当該組合の当該年度の各月末における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者の数の合計数を十二で除して得た数の見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇一二四五六に当該組合の当該年度の五月一日における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）